

平成 18 年 1 月 5 日

各 位

株式会社 三井住友銀行

遺産整理業務参入について

株式会社三井住友銀行（頭取：奥正之）は、本年 4 月より個人部門営業店全店において遺産整理業務へ参入します。

遺産整理業務とは、相続開始後、相続人から委任を受けた代理人が、遺産の調査・目録の作成、遺産分割協議書に基づく遺産の配分、債務の履行などを行う業務のことをいいます。

昨年 2 月、相続関連業務のうち遺言信託業務は既に当行本体で業務を開始しておりますが、顧客サービス拡充のために、遺産整理業務については、十分な経験とノウハウを兼ね備えた住友信託銀行および中央三井信託銀行の代理店として遺産整理業務を開始します。

なお、両信託銀行が営業を行っていない地域(*)や特段の事情がある場合については、同業務を当行本体でも取扱う予定です。

今後とも、従来以上にコンサルティングビジネスの奥行きを拡げ、多様なお客さまニーズに応えられるよう幅広く質の高いサービス提供力を一層強化してまいります。

(*)長野県の一部（当行／長野支店・上田支店・諏訪支店）

兵庫県の一部（当行／洲本支店・豊岡支店・篠山支店・西脇支店）

広島県の一部（当行／尾道支店）

以 上